

各国及び日本の産前産後休業の制度の状況

| ILO条約 (第183号) | イギリス | ドイツ | フランス | EU | 日本 |
|--|--|---|---|---|--|
| <p>○ 14 週間を下回らない期間の母性休暇の権利を有する (産後6週間の強制的な休暇期間を含む。)</p> <p>○ 妊娠又は出産に起因する疾病、併発症又は併発症のおそれがある場合には、母性休暇の前又は後に休暇が与えられる。</p> | <p>① 通常母性休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 26 週間 ・ 出産予定日の6週間前から取得可能 ・ 産後2週間は強制休業 <p>② 付加的母性休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の休業をしていた者であり、勤続1年以上の労働者は、①の終了日から26週間の追加休業取得が可能 | <p>① 産前6週間の就業を禁止 (本人が労働履行に関し明示的意思表示を既に行っている場合を除く)</p> <p>② 産後8週間 (早産及び多胎児出産後は12週) の就業を禁止。ただし、子が死産の場合には、請求と医師の診断により就業させることが可能</p> <p>③ 妊婦について、医師の診断書によると就業を継続すると母又は子の生命又は健康に危険が及ぶことになる場合は就業を禁止</p> | <p>① 労働契約を一時停止する権利が与えられる期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産前6週間、産後10週間 (第3子以降の場合は、産前12週間、産後22週間) ・ 双子の場合は、産前12週間、産後22週間で、三つ子以上の場合は、産前24週間、産後22週間 ・ 多胎妊娠の場合、産後22週間のうち4週間を、第3子以降の場合、産後28週間のうち2週間を産前にまわすことが可能 ・ 医学的に証明された妊娠又は産後の状態により、産前2週間、産後4週間を限度に延長可能 <p>② 就業が禁止される期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産前2週間、産後6週間 (強制休業期間) | <p>※ 以下は、1992年EU指令第85号 (妊娠中及出産又は授乳中の労働者の労働安全の衛生の向上を促進するための施策の導入について) による規定</p> <p>○ 出産休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産の前後を通じて最低14週の連続する出産休暇を保障 ・ 出産の前後を通じて最低2週は強制出産休暇 | <p>○ 産前6週間 (多胎妊娠の場合は14週間) は、女性の請求があった場合には就業禁止 (労基法第65条第1項)</p> <p>○ 産後8週間は女性の就業禁止。ただし、産後6週間経過後は女性が請求し医師が支障がないと認めた業務に就かせることは可能 (労基法第65条第2項)</p> |